

浅川浄化センター脱水汚泥の放射性物質測定結果(令和8年)

(単位:ベクレル/キログラム)

※「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(原子力災害対策本部H23.6.16通知)では、当面、セシウム134及びセシウム137の合計の濃度が8,000ベクレル／キログラム以下の脱水汚泥等は埋立処分が可能とされています。なお、放射性ヨウ素131については放射性物質汚染対処特措法の対象となっておりません。